

会議の名称	第1回茨木市水道・下水道事業審議会
開催日時	平成29年2月24日(金) (午前・午後) 10時00分 開会 (午前・午後) 11時50分 閉会
開催場所	水道部2階 外会議室
議長	仲上 健一
出席者	仲上 健一、岡崎 利美 【以上、学識経験者 2人】 宮内 潔 【以上、事業関係者 1名】 八木 香織、佐名川 玲子 【以上、利用者団体から推薦された者 2名】 久保田 道孝、福永 眞弓 【以上、公募市民 2名】 【7名】
欠席者	
事務局職員	福岡市長、大塚副市長、福岡水道事業管理者職務代理者水道部長 吉備水道部次長兼工務課長、池田水道部副理事兼営業課長、 野口水道部副理事兼浄水課長、松本水道総務課長、 酒巻水道総務課参事兼計画係長、池田水道総務課長代理兼経理係長、 前田総務係長、計画係職員 【11人】
開催形態	公開
議題(案件)	(1) 審議会の運営と日程 (2) 会長の選出 (3) 副会長の選出 (4) 諮問 (5) 審議会の公開 (6) 水道事業ビジョンの目次の素案と今後の進め方について (7) 水道事業ビジョンの改定の趣旨と位置付けについて (8) その他
配布資料	(配布資料) 会議次第 資料-1 茨木市水道・下水道事業審議会委員名簿 資料-2 茨木市附属機関設置条例(抜粋) 資料-3 茨木市水道・下水道事業審議会規則

	<p>資料－４ 茨木市審議会等の公開に関する指針</p> <p>資料－５ 茨木市水道・下水道事業審議会傍聴要領</p> <p>資料－６ 茨木市水道事業ビジョン 目次（素案）</p> <p>資料－７ 茨木市水道・下水道事業審議会スケジュール表（案）</p> <p>資料－８ 水道事業ビジョン（素案・第１章）</p> <p>資料－９ 拡張事業（計画給水区域）の変遷</p> <p>資料－１０ 給水人口・給水量の実績と見通し</p> <p>（参考資料）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>１．利用者意識調査結果の概要（平成 28 年 9 月 2 日実施）</li> <li>２．水道事業ビジョン作成の手引き（平成 26 年 3 月厚生労働省水道課等通知）</li> <li>３．茨木市水道ビジョン（平成 21 年 4 月策定）</li> <li>４．第 5 次茨木市総合計画</li> <li>５．大阪府水道整備基本構想（おおさか水道ビジョン、平成 24 年 3 月策定）</li> <li>６．茨木市水道新聞（子ども用）</li> </ol>
--	---

## 会 議 録

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題（案 件） ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
松本課長	（開会）
福岡市長	（挨拶）
松本課長	<p>これより第 1 回審議会に入ります。なお、審議会は本来であれば会長のもとに開催され、進行されることとなりますが、本日は会長が決まるまで、私が進行役を務めます。</p> <p>本日の資料は、資料 1 から資料 10、それとは別に参考資料を綴った青いファイルを 1 冊用意しました。</p>
松本課長	<p>まず、案件の審議に先立ち、本審議会の出席者の紹介をします。</p> <p>（関係者紹介）</p> <p>（案件 1 審議会の運営と日程について説明）</p> <p>本日の出席委員は全 7 人中の 7 人ですので、茨木市水道・下水道事業審議会規則第 6 条の規定により、会議は有効に成立しています。</p> <p>本審議会の日程について、本日の審議を含め 6 回を予定しており、第 2 回を 4 月中旬、第 3 回を 6 月中旬、第 4 回を 8 月下旬、第 5 回を 10 月上旬、</p>

## 議 事 の 経 過

発言者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	パブリックコメントを11月上旬から11月下旬に行い、第6回を平成30年1月中旬に開催する予定です。
松本課長	(案件2 会長の選出) 案件2の会長の選出について、茨木市水道・下水道事業審議会規則第5条の規定により、委員の互選により会長を決めていただきたいので、ご推薦あるいは立候補があればお願いします。
岡崎委員	仲上委員を推薦します。
松本課長	仲上委員のご推薦がありましたが、いかがでしょうか。
各委員	異議なし。
松本課長	異議なし、とのことですので、審議会会長は仲上委員にお願いします。
	(仲上委員、会長席に移動)
	仲上会長より、就任にあたってのご挨拶をお願いします。
仲上会長	(会長挨拶)
松本課長	仲上会長が就任されたので、これからの進行については、会長をお願いします。
仲上会長	会議次第に従い議事を継続します。 案件3について、茨木市水道・下水道事業審議会規則第5条の規定により、委員の互選により副会長を定めることとされているので、副会長の選出についてご推薦あるいは立候補があれば、お願いします。
岡崎委員	宮内委員を副会長に推薦します。
仲上会長	宮内委員の推薦がありましたが、いかがでしょうか。
各委員	異議なし。
仲上会長	異議なし、とのことですので、審議会副会長は宮内委員にお願いします。

## 議 事 の 経 過

発言者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
宮内副会長	宮内副会長から就任にあたってのご挨拶をお願いします。  (副会長挨拶)
仲上会長	案件 4 諮問について、福岡市長から本審議会への諮問をお受けします。
福岡市長	(審議会へ諮問)  (福岡市長は、公務の都合上退席)
仲上会長	諮問書の内容について、福岡水道部長から説明をお願いします。
福岡部長	諮問書の内容について、説明します。ただ今配布しました諮問趣旨をご覧ください。  (諮問趣旨を読み上げ)
仲上会長	次に、案件 5 審議会の公開について、事務局から説明をお願いします。
松本課長	(会議の公開、非公開について説明)
仲上会長	今後、非公開とすべき案件が発生したときに、会議の非公開を決定することとし、それまでは原則に基づき会議は公開とし、資料についても傍聴者への閲覧、及び配布を許します。 また、会議録の作成について、各委員からの意見についても、名前を明記して公表したいと思いますが、よろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
仲上会長	本審議会は公開と決定したので、本日の審議会の議事録を公開とします。 なお、議事録については要点筆記としますが、各委員からの意見については、名前を明記して公表します。 公開と決定したので、会議の傍聴を許可します。  (傍聴者入場)

## 議 事 の 経 過

発言者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
仲上会長	<p>案件6 水道事業ビジョンの目次の素案と今後の進め方について、事務局からの説明後、質疑・応答の時間を設けさせていただきます。事務局より説明をお願いします。</p>
酒巻参事	<p>案件6 水道事業ビジョンの目次の素案と今後の進め方について説明します。</p> <p>目次の素案について説明する前に、先行して目次を作成する理由について説明します。</p> <p>水道事業ビジョンに記載しなければならない内容は、厚生労働省通知の「水道事業ビジョン作成の手引き」に示されており、基本的に、この手引きに沿った構成となることから、目次を先行して作成しておくことにより、今後の審議がスムーズに進行できると考えています。</p> <p>なお、審議中に、目次の内容以外に記載すべき事柄が出てきた場合は、随時、目次内容を修正していくものと考えています。</p> <p>それでは、目次の素案について説明します。</p> <p>(資料－6 茨木市水道事業ビジョン 目次の内容を説明)  (資料－7 茨木市水道・下水道事業審議会スケジュール表(案)の内容を説明)  (参考資料のファイルに綴じられている資料の紹介)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①平成28年9月2日に実施した「利用者意識調査の結果」</li> <li>②「水道事業ビジョン作成の手引き」</li> <li>③平成21年4月に策定した「茨木市水道ビジョン」</li> <li>④「第5次茨木市総合計画」</li> <li>⑤「大阪府水道整備基本構想」</li> <li>⑥「子ども向けの茨木市水道新聞」</li> </ol>
仲上会長	<p>事務局から説明がありましたが、意見、質問はございますか。</p>
宮内委員	<p>目次構成としてはこのような形でいいと思います。</p>
仲上会長	<p>案件7 水道事業ビジョンの改定の趣旨と位置付けについて、事務局より説明をお願いします。</p>
酒巻参事	<p>(資料－8 第1章 水道事業ビジョンの改定の趣旨と位置付け 1. 改定の趣旨を読み上げ)</p>

## 議 事 の 経 過

発言者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>ここまでの内容について、補足説明します。</p> <p>まず、赤線で囲まれた①の部分である「これまでの事業の拡張状況」について、補足します。</p> <p>資料－9をご覧ください。この図面は、これまでの拡張事業の範囲を平面的に重ねたもので、赤く着色された中心市街地への拡張事業が昭和 27 年から始まり、黄→桃→橙→緑→青の順に給水区域を拡張してきました。その結果、現在ではほぼ 100%に達する給水普及率となっています。この内容は、第 2 章の「水道事業のあゆみ」で具体的に記載していく予定です。</p> <p>続いて、赤線で囲まれた②の部分の「給水人口と給水量の推移」について、資料－10 をご覧ください。グラフの中の折れ線グラフは、本市の給水人口の推移を表したグラフで、青色が実績値、赤色が推計値です。</p> <p>これまでの給水人口は、住宅開発等により、増加し続けましたが、2021 年度をピークに減少傾向に転じ、10 年後の 2027 年度末には約 27 万 7 千人にまで減少する見込みとなっています。この傾向は平成 28 年策定の「茨木市人口ビジョン」の予測を受け給水人口を予測した結果です。</p> <p>次に、棒グラフは、本市の年間総給水量の推移を表したグラフで、青色が実績値で、赤色が推計値となっています。これまでの実績の傾向としては、給水人口が増加しているものの、節水機器の普及などにより、減少傾向にありました。今後は、人口減少の影響により、さらに給水量が減少し、2027 年度末には年間約 2,970 万 m<sup>3</sup>の給水量となる見込みとなっています。</p> <p>以上の「給水人口と給水量」の状況は、第 3 章の「水道事業の現状と課題」及び第 4 章の「将来の事業環境」で具体的に記載していく予定です。</p> <p>次に、赤線で囲まれた③の「平成 21 年度策定の茨木市水道ビジョン」及び「水道事業ビジョン作成の手引き」については、参考資料をご参考ください。</p> <p>次に、「2. 位置付け」について、説明します。この部分では、本市水道事業を運営していく中で、本ビジョンがどのような位置付けにあるか、関連計画とはどのような関係性があるか、などを整理します。</p> <p>(資料－8 第 1 章 水道事業ビジョンの改定の趣旨と位置付け 2. 位置付けを読み上げ)</p> <p>この内容について、補足説明します。</p> <p>本ビジョンは、本市水道事業の最も基本となる計画で、計画期間は平成 30 年度から平成 39 年度であり、理想とする将来像の明示、そして、取組む方策と目標を示すものです。</p>

## 議 事 の 経 過

発言者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>改定にあたっては、本ビジョンの上位計画である「第5次茨木市総合計画」、「大阪府水道整備基本構想」、厚生労働省の「新水道ビジョン」、「大阪広域水道企業団将来構想」への整合性の確保及び、視点への留意が必要となります。つきましては、赤線で囲まれた①、②、③の部分の参考資料として、「第5次茨木市総合計画」、「水道事業ビジョン作成の手引き」、「大阪府水道整備基本構想」を、参考資料のファイルに綴じておりますので、ご参考ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
仲上会長	<p>今回は第1回目ですので、各委員の方々に、自己紹介なり、ただ今の説明に対するご意見をいただきたいと思えます。</p> <p>まず、宮内委員、お願いします。</p>
宮内副会長	<p>内容については、市民の皆さんに分かりやすいように書いていただきたいと思えます。</p> <p>例えば、第3章で現状と課題を書かれるようですが、現行のビジョンで、どれだけのものが達成できたか、PRの意味も含めて、十分に書いていただいた上で、まだ未達成のものや今後の課題があるという形で書けばよいと思えます。達成されたものとしては、</p> <p>&lt;例&gt; ・水安全計画を策定した</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有収率が95%である</li> <li>・簡易水道を統合した</li> <li>・少し前に料金改定(値下げ)した など</li> </ul> <p>特に有収率については、95%というものがどういった意味を持つのかというところも説明されればよいと思えます。国の目標や他都市での実績を並べ、茨木市はどのような位置にいるかということを示してもよいのではないのでしょうか。</p> <p>今後施設の更新を行わないと、有収率95%の維持が難しいというように、課題を書くにあたっては、現行ビジョンから引き続くストーリーを持たせればよいと思えます。</p> <p>また、当面の10年間の目標について、単に耐震化率などの数値がこれだけアップするというだけでなく、10年後にはこういう姿になります、ということを具体的に書かれてはと思えます。</p>

## 議 事 の 経 過

発言者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
仲上会長	<p>&lt;例&gt; ・ 救急病院までの耐震化を終える            ・ 配水システムのバックアップにより、事故の際この部分は断水が回避できる            ・ 歩いて一定時間内には非常時の給水拠点がある            ・ 問い合わせをワンストップにする など</p> <p>重要な点について、分かりやすく、具体的な中身を作っていこうと思います。</p> <p>また、現在全国でビジョンを作っていますので、茨木市では特色のあるビジョンを作っているという、参考になるようなビジョンを作っていけたらと思います。</p> <p>続いて、佐名川委員、お願いします。</p>
佐名川委員	<p>分かりにくい専門用語も出てくるので、市民に分かりやすく作っていきたいと思います。</p>
仲上会長	<p>ありがとうございます。続いて、福永委員、お願いします。</p>
福永委員	<p>自宅の水道管が老朽化により漏水し、大本の水道管はどうなっているのかと思い、応募しました。主婦目線で、料金のこと等も勉強させていただきたいと思います。</p> <p>大阪市の水道は、民間が経営しているという話を聞いたのですが、そういう部分についても勉強したいと思います。</p>
宮内副会長	<p>大阪市では、民営化の議論がなされているものの、まだ議会決定されたわけではなく、民営化まではいたっておりません。</p>
仲上会長	<p>民営化についても重要な議題に挙がってきますので、またご意見いただきたいと思います。</p> <p>続いて、久保田委員、お願いします。</p>
久保田委員	<p>資料-10について、給水人口は増えていますが、給水量は減っています。これは、節水機器の普及や企業が節水に力を入れているためであると思われますが、推計値の部分では、人口は横ばいにも関わらず、給水量もそこまで減少していないということ、節水機器は一巡したという解釈でよいでしょうか。</p>



## 議 事 の 経 過

発言者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>また、高齢化が進み、郊外に住んでいる高齢の方が引越し、住みやすい街中に住んでいます。このことが、今後、どのように影響していくかということ、ビジョンに反映させればよいのではないのでしょうか。</p>
仲上会長	<p>これから急に節水機器が増えるということはないとは思いますが、現状より徐々に給水量が減少していくことになると思います。このことについて、事務局としては何かございませんか。</p>
福岡部長	<p>節水機器は、食器洗い機からシャワーヘッドまで、様々なものが作られておりまして、今後も企業努力により、節水機器が普及していくものと考えます。</p> <p>また、企業の井戸水利用も要因となっています。</p>
仲上会長	<p>急に井戸の水質が悪くなったために、水道を供給してくれと言われても、急にはできないものなので、水道部の方から「現在は井戸水を使用されていますが、こういう危険もあります」といったような PR をしていけばいいのではと思います。</p>
大塚副市長	<p>山間部で年をとられた方が引っ越して、街中にお住まいになってくるとい話ですが、山間部で人口が減少しても、1軒でも残っておられたら、水道水は供給しないといけません。その点は前提でビジョンは作っていかなくてはならない。課題ではありますが難しい話であると認識しています。</p>
宮内副会長	<p>人口が減少しますと、確かに施設の効率は悪くなっていきますが、飲み水だけでなく、消火用水を送るだけの能力があるので、施設の規模としては、人口が少なくてもそれだけのものを作っておかないといけません。</p>
仲上会長	<p>続いて八木委員、お願いします。</p>
八木委員	<p>今回委員になり、資料を拝見いたしまして、初めて目にするものもあり、これから先分からないこともたくさん出てくると思いますが、分からない、という視点をもってたくさん質問させていただきたいと思います。</p>
仲上会長	<p>続いて岡崎委員、お願いします。</p>
岡崎委員	<p>このビジョンは10年間ということですが、100年間ではありえないと言われている想定外の災害がおこる可能性もあると考えております。そうい</p>

## 議 事 の 経 過

発言者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	う想定外のことが起こっても対応できるという、危機に強いビジョンを作れたらと思っております。
仲上会長	第1章を確定させるということで、文章について、意見等ありませんか。
仲上会長	本文中の「お客さま」という書き方は、行政的に決まっているのですか。
福岡部長	市役所の方では「市民の皆さま」という書き方ですが、水道事業についての水道利用者という意味で、「お客さま」と表現しています。
大塚副市長	水道というのは公営企業で、企業として経営していくことが基本であるので、お客さまサービスという考え方が必要であると思います。
八木委員	最初の行で、「1927年（昭和2年）12月に創設され」とあるのに、その後は年のみの記載となっていますが、何か理由があるのでしょうか。
吉備次長	年月の書き方について検討します。
仲上会長	最初に「本市」と書かれていますが、表紙から読めば茨木市であることは分かると思いますが、この部分だけ引用されたとき、どの市か分からなくなると思います。この部分は「茨木市の水道」というように書き換えてはどうでしょうか。
福岡部長	客観的な書き方をした方がいいと思われまますので、そこも検討します。
久保田委員	そのあとの部分の「創設され」を、「水道局が創設され」というように主語を追加してはどうでしょうか。
吉備次長	創設というのは、創設の認可がおりた時期を言っているのです、その表現についてももう少し分かりやすい形に変更します。
仲上会長	続いて、2. 位置付けについて何かご意見ありますか。
宮内副会長	ビジョンのキャッチフレーズについて記載がないようですが。旧ビジョンでは「安全と安心が実感できる水道の実現」とありましたが。
吉備次長	キャッチフレーズについては、第5章で審議する予定です。

## 議 事 の 経 過

発言者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
宮内副会長	キャッチフレーズが決まれば、前の方に書いたほうが分かりやすいと思います。
仲上会長	ビジョンの手引きには「戦略」という言葉が多く使われているが、このビジョン案には使われていないようだが。
福岡部長	本ビジョンにおいても戦略的な視点に立った施策の検討が必要であると考えますので、改定の趣旨に「戦略」という言葉を使うよう修正します。なお、「経営戦略」については、本ビジョン改定後、実行計画として策定する予定です。
久保田委員	P2の4行目に「良好な水質の維持はもちろんのこと、水道施設の耐震化の推進～」というように文章の挿入を提案します。
福岡部長	水道法に書かれているため省略しましたが、見られた方に分かりやすいよう省略せずに記載します。
岡崎委員	全体的に括弧が多く、分かりにくいので、例えば冊子になっているものは『』、キーワードについては“ ”にすれば分かりやすいのではないのでしょうか。
吉備次長	分かりやすい形に工夫します。
仲上会長	「安全・強靱・持続」の書き方について、「水道水の安全の確保を『安全』、確実な給水の確保を『強靱』～」というように、もとの文章がこのようになっているのでしょうか。
吉備次長	もとの文章をコンパクトしました。
岡崎委員	大阪広域水道企業団と、茨木市との関係について教えてくださいませんか。
福岡部長	大阪広域水道企業団は、もとは府営水道でして、府下の市町村に水の卸売りをしているところです。本市も85%ぐらい水を買っています。企業団の組織としては、府下の市町村が作る組合という形で、本市も一会員として経営等の議論にも参加しているところです。

## 議 事 の 経 過

発言者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
岡崎委員	茨木市の水の85%は、そこから買っているということですか。
福岡部長	そのとおりです。
吉備次長	この案文では、「受水元である大阪広域水道企業団」とだけ書かせていただいています。大阪広域水道企業団の成り立ちや、本市との関係性についても記述します。
福岡部長	企業団だけでなく、市長と水道の立場も法律上区分けされているので、そのあたりについても次回までにまとめます。 市長部局が税金をいただいて行政運営を行っていますが、水道は法律上独立採算で、水道料金で経営しています。 その部分もまとめ、分かりやすく作ります。
仲上会長	では、1～2 ページ目についてはこのように確定させていただきます。 3章からは本格的な議論になりますが、ほかにここを重点的に説明したほうがいい、ということはありませんか。
宮内副会長	水道部がいい水を作っても、管理する側で水が悪くなることがあります。具体的にはマンション等の受水槽は、水道メーターの部分で管理が変わるので、受水槽の掃除や水質のチェック等の管理は持ち主が行わないといけません。 去年のデータでは、10 m <sup>3</sup> 以上の容量の受水槽については、法律で掃除や水質の確認をすることと定められていますが、受験率については、都道府県の平均で76.4%となっていました。市単位のデータで言えば、受験率0%の市も19市あったようです。 10 m <sup>3</sup> 以上の受水槽は、衛生行政の管轄であり、水道部ではないですが、受水槽管理の不十分による水質悪化の苦情は水道部に來ることもありますので、衛生行政側との連携をしていくことも必要だと思います。
吉備次長	簡単に分類すると、受水槽の容量が100 m <sup>3</sup> を超えるものは専用水道といい、法律の定めにより設置者が適切に管理することとなっていますが、本市では、年1回、職員による立入検査を実施し、適切な管理が行われているのか現地確認を行っています。 また、10 m <sup>3</sup> を超えるものは簡易専用水道といい、こちらも法律の定めにより、清掃や水質検査を行うこととされていますが、その結果を市へ報告する義務が規定されていないため、状況の把握が困難となっています。そ

## 議 事 の 経 過

発言者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>こで、本市では厚生労働大臣の登録を受けた事業者に委託し、状況調査を行っています。</p> <p>最後に、10 m<sup>3</sup>以下のものは小規模貯水槽水道といい、法律ではなく本市の条例で管理基準等を定めており、こちらも4～5年に1回のペースで現地確認を行っています。平成27年度は300件の確認を行い、貯水槽の清掃の不備などについて改善指導しました。</p>
宮内副会長	<p>今のご説明のとおり、かなりしっかり確認されていると思います。ビジョンの中でもそこをPRしてもいいと思います。</p>
仲上会長	<p>これで本日の議事は終了しました。</p> <p>本会議の会議録は、茨木市のホームページに公表することとなっています。</p>
松本課長	<p>次回は4月19日水曜日の午後1時から、ご審議をお願いします。</p>
	以上